

社会動向レポート

## 行政への浸透に向けた EBPM の課題とその一方策

### ～EBPM を契機とした行政・研究の連携を～

社会政策コンサルティング部  
チーフコンサルタント 森安 亮介

政府の政策立案の在り方を変える取り組みとして、2018年頃から各省庁で対応が進められている EBPM (エビデンスに基づく政策立案)。本稿ではその概要や発展経緯を概観するとともに、推進上の3つの課題を整理している。その上で、とくに行政と研究の協業体制の在り方について、解決の方策を検討している。

#### 1. はじめに

少子高齢化の進展に伴い、国家財政はますます厳しくなることが予想されている。限られた資源を有効に活用するためにも、わが国の政策は、課題をより適切に把握した上で立案し、より有効なものを選択する必要がある。そこで着目されているのが「エビデンスに基づく政策立案(Evidence Based Policy Making。以下 EBPM という)」である。後述するように、EBPM は因果関係を示す根拠や証拠に基づいた政策の立案を行うものである。わが国では2010年代半ばから導入が検討され、2018年頃からは各省庁で EBPM 推進の組織設立や、省庁内の試行的な運用が始まっている。また、EBPM で用いられる専門的な統計手法も複数の省庁やシンクタンク等によって整理されている。なお、こうした手法はベストセラーとなった『統計学が最強の武器である』や『学力の経済学』など一般書でも紹介されており、一般的な理解も広まりつつある。

しかし、統計手法が整理されたからと言って、即座に行政が EBPM を実践できるわけではない。準備段階から実装段階に移りつつある

EBPM が、行政の政策立案現場に浸透するためには何が必要だろうか。本稿では2017年度に実施した自主研究事業「わが国の教育行政に浸透する科学的根拠に基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making)の在り方の検討～日本型 EBPM のメソッド開発に向けて～」で得た知見をもとにしながら EBPM 推進上の課題を整理する。本稿の構成は次の通りである。まず第2節で EBPM の概要と発展経緯を概観した上で、わが国の現状を確認する。続く第3節で EBPM 推進に向けた課題を整理する。第4節ではそうした課題を踏まえた解決の道筋を考察する。

#### 2. EBPM とは

##### (1) EBPM の概要と発展経緯

OECD (2007) 『Evidence in Education: Linking Research and Policy』では、EBPM を「複数ある政策オプションの中から意思決定し、選択する際に、最新最良のエビデンスを、良心的に、かつ明確に活用すること」と定義している。尚、ここでいうエビデンスとは、科学的な手法をもとに因果関係が明瞭に示されていることを指している。

エビデンスを生成するための科学的な手法論

図表1：エビデンスレベルの例

エビデンスレベル	概要
レベル1	関連する全てのランダム比較実験のシステマティック・レビューまたはメタ分析によるエビデンス
レベル2	適切に設定されたランダム化比較実験から得られたエビデンス
レベル3	ランダム化されていないが、適切に設定された比較実験(準実験研究)から得られたエビデンス
レベル4	適切に設定された症例対照研究やコホート研究によるエビデンス
レベル5	記述的研究や質的研究のシステマティック・レビューによるエビデンス
レベル6	単一の記述的研究や質的研究によるエビデンス
レベル7	権威者の意見や専門家委員会の報告書によるエビデンス

(資料) Melnyk, B. M, Fineout-Overholt, E. "Evidence-based practice in nursing and healthcare; A guide to best practice". Lippicott Williams & Wilkins, 2010, p.12をもとに筆者が整理

は、統計学の発達とともに1970年代頃から発展をとげ、現在では一定の基準も確立されている。例えば EBPM の発祥である医学や疫学領域では、そうした手法の信頼性の高さ(エビデンスレベル)がランク付けされており、よりエビデンスレベルの高い手法の活用が推奨されている。

こうした科学的な手法を、政策の領域にも導入する先鞭となったのが1990年代のイギリスである。財政逼迫や公的サービスの見直しが叫ばれる中、医療分野の「コクラン共同計画」(1993年)から波及し、社会政策分野全体の「キャンベル共同計画」に適用されたことが EBPM のはじまりとされている。その後、ブレア政権によって EBPM は強力に推進され、エビデンスの生成や活用を支援する第三者機関(What Works Centre)も設立されるなど、EBPM 実行のための体制が整備された。こうした動きは2000年代以降、アメリカを始め欧米諸国にも伝播し、今や世界的な潮流となっている。例えば教育領域では、アメリカの「落ちこぼれゼロ(No child Left Behind)法」(2001年)成立によって、科学的根拠に基づくエビデンスを示さない限りは教育政策の予算要求ができなくなっている。加え

て、その推進サポート体制として進められた What Works Clearinghouse (WWC) プロジェクトによって既存の教育研究が系統的に整理されおり、「どのような教育方法が科学的に有効か」という知見が得られるようになってきている。こうした英米の事例からは、EBPM を一つの契機として科学的知見が政策立案現場や教育現場に活かされる様子も伺える。

## (2)わが国の EBPM の取り組みの経緯と現状

こうした動きも背景に、わが国でも EBPM 推進に向けた準備が推し進められている。2016年6月閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針2016(骨太の方針)」では、文教・科学技術分野の基本方針に「エビデンスに基づく PDCA サイクルの徹底」がうたわれている。さらに、同年12月施行の「官民データ活用推進基本法」に基づく基本計画において、EBPM 推進が明記された上で、各府省庁において一元的な統計等データの整備・管理を行うことが記されている。翌2017年5月の統計改革推進会議では、これまでの政策立案は「往々にしてエピソード・ベースでの政策立案が行われているとの指摘がされ

てきた」と言及した上で、EBPM 推進とその推進のための統計等データの構築を一体として進めていくことが明言されている。こうした流れを受け、「経済財政運営と改革の基本方針2017」や「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に EBPM 推進体制の構築が明記され、2018年からは各省庁の EBPM 推進統括官等の新設や、省庁内のデータ活用、データ利用促進、事業効果検証への試験的導入など各省庁による推進が始められている。

### 3. EBPM 推進の3つの課題

#### (1) EBPM の実践に必要なデータの整備

##### ①データの整備

EBPM 推進に際し、こうしたデータ整備も進められる背景には、EBPM に必要なデータの特性も関係している。前述のように、EBPM で用いるエビデンスとは「科学的なエビデンス」のことを指し、例えば一時点で得られた参加者満足度のアンケート結果などはこれに該当しない。EBPM の取り組みに際し、内閣府は図表2のようなエビデンスレベルの目安を提示しており、より高いレベルのエビデンスの生成・活用が推奨されている。このうち上位レベルに位置づけられている分析手法は政策実施前後を捉えたデータがあってこそ実施できる手法である。政策の影響や効果を検証するためには、例えば同

じ個人や企業の政策実施前後を比較して検証することが必要なためである。

同じ個人や企業など、同一サンプルを追跡的に捉えたデータはパネルデータと呼ばれ、人文社会領域においてはアメリカで1960年代から、ヨーロッパでも1980年代頃から整備されてきた。これに対し日本では1990年～2000年代に入ってから一部大学で着手され、近年になって各省庁の研究機関でデータの構築や分析事例が出始めている状況にある<sup>(1)</sup>。

もちろんわが国には各省庁に公的統計データ、各種調査データ、行政記録など豊富で精緻なデータ・記録が存在する。しかし、これらは必ずしも政策効果の検証や研究を目的に収集されたものではないことからパネルデータ化されているわけではない。こうしたデータ・記録を追跡的なパネルデータの形にするためには、膨大なデータの再統合はもちろん、領域によっては統計法をはじめとした法制度の変更・検討や、調査目的の整理をはじめとした関係各所の諸調整なども必要となる<sup>(2)</sup>。こうした対応は、簡単に解決できる問題ではないものの、EBPM 推進の土台づくりに欠かせない重要なテーマとなっている。

##### ②平等性や倫理面にも配慮したデータの創出

また、EBPM で求められるデータの整備は、予算や人員さえ揃えば実現できるというもので

図表2：エビデンスの質のレベルに係る目安

レベル	分析手法
レベル1	ランダム化比較実験
レベル2a	差の差分分析、傾向スコアマッチング、操作変数法等
レベル2b	重回帰分析、コホート分析
レベル3	比較検証、記述的な研究調査
レベル4	専門家等の意見の参照

(資料) 内閣府「平成30年度内閣府本府 EBPM 取組方針」(2018)

はない。平等性や倫理的側面などの観点からデータ構築が困難な課題も存在する。とくに顕著な例が前掲の図表2で示したエビデンスレベル最上位に位置づけられているランダム化比較実験である。この手法については前述の『統計学は最強の学問である』『学力の経済学』などでも分かりやすく紹介されているため、なじみのある読者も多いかもしれないが、以下簡単に説明した上で、その課題について述べたい。

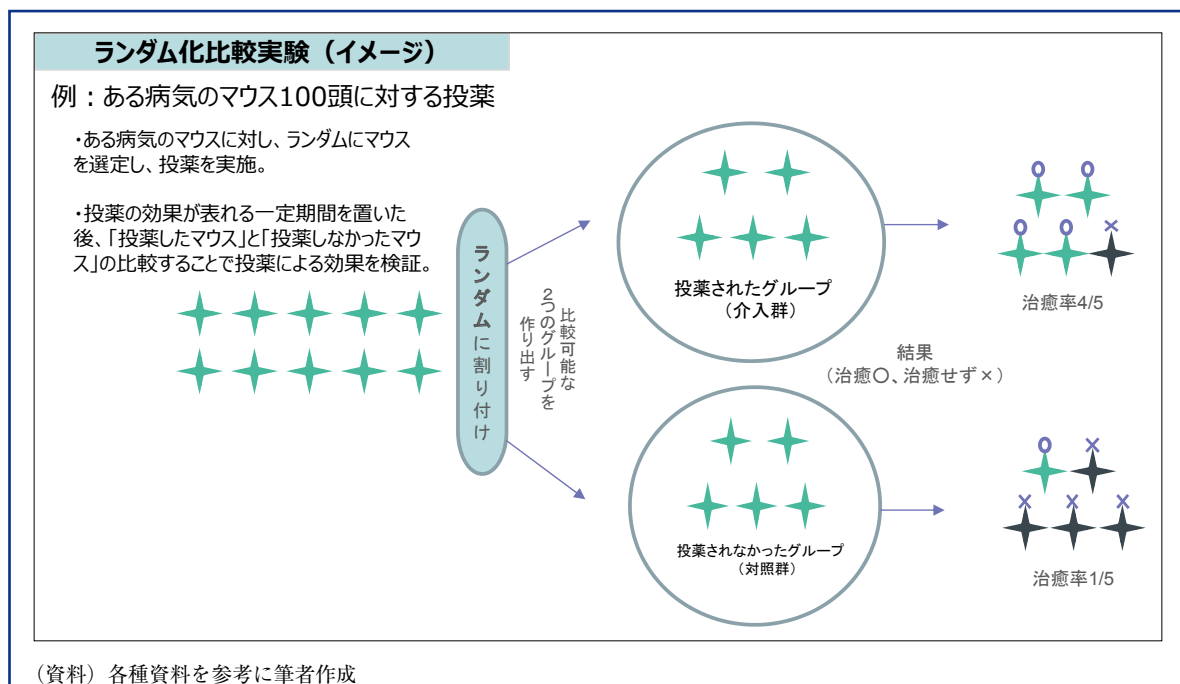
ランダム化比較実験とは、施策を実施した層(Treatment group：介入群)のみならず、比較可能な実施していない層(Control group：対照群)を準備し、両者を前後比較することで施策効果を検証する手法である。ある病気のマウス100匹を用いた治療薬の治験を例に説明したい。もしマウス100匹すべてに投薬し、一定期間後80匹が完治していたとしても、果たしてその治癒が治療薬によるものなのかよく分からない。投薬以外の何か別の要因によって完治したのかも

しれないし、何もせずとも治癒していたのかも。そこで、100匹のマウスからランダムに選定し2つのグループを作る。1つのグループには投薬を行い、残りのグループには何も行わない。外的条件を同一にした上で一定期間、経過を見て両グループの治癒率の差が統計的に有意かどうかをはかる手法がランダム化比較実験である。

さて、こうしたマウス治験の例では、①マウスの個体差がない、②ランダムに割りつけることが容易、③外的環境のコントロールが可能(実験室内等)という条件が成立しているからこそ検証が可能であった。しかし例えば人間を対象とした教育効果ではそうはいかない。外的環境のコントロールという技術的側面もさることながら、生徒ごとに異なる教育を行うという平等性の観点やランダムに割りつけることへの倫理的な観点などが課題となるためである。

欧米では50年以上も前からこうした実験が数

図表3：ランダム化比較実験のイメージ



多く行われている。有名な例が1960年代にアメリカで行われたペリー幼稚園プロジェクトである。これは就学前教育の効果測定を目的に行われた社会実験であった。貧困街の児童123人を対象に、くじ引きで選んだ58人には富裕層の通うペリー幼稚園の質の高い就学前教育を2年間実施した(介入群)。選ばれなかった残りの65人は何もしない層(対照群)として振り分けられた。その後追跡的に両グループの教育効果を検証した結果、子どもたちのIQは一時的には高まるものの、その効果は8歳には消失することが明らかになった。

この研究はその後40年以上追跡した結果、非認知能力の発見にもつながったエポックメイキングな研究として経済学では世界中で知られている<sup>(3)</sup>。しかし、貧困街の児童への教育をくじ引きで選ぶ行為が果たして現代のわが国の社会通念上認められ得るか、疑問である。さらに、こうした検証によって明らかになる定量的な検証結果が、その学校や教員、生徒、地域に果たして受け入れられるかという課題もある。とくにこの課題を難しくさせるのが教育の「効果」の認識が多様なことである。治療薬の治験の例

であれば、病気の治癒や寿命延命など衆目の一致する「効果」が一定は存在する。しかし教育においては効果の定義は多様である。テストの点数の上昇なのか、人間力のような要素の向上なのか、それとも習慣化なのか…など例を挙げればきりが無い。「効果」の定義に多様な解釈があり、かつ、各学校によって教育方針も異なる中で、特定の定量的な側面を「効果」として検証する以上、学校現場に受け入れられるためには相当なコミュニケーションが必要になる。実際、後述する当社自主研究事業のヒアリングでは、ある学校の副校長から「検証結果が担当教員の評価に直結するような面があると、学校をマネジメントする立場としては、実証実験の受け入れは難しい」という声もあった。こうした問題は、関係者への事前説明や各現場との丁寧なコミュニケーションによって一定程度解消しうるかもしれないが、そのコミュニケーションを行う主体は誰がどのように行うのかといった点も大きな論点である。

## (2)行政への組み込み

データ整備に加えて対応が必要なのが、行政

図表4：自主研究事業の実施概要

事業名	「わが国の教育行政に浸透する科学的根拠に基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making)の在り方の検討 ～日本型 EBPM のメソッド開発に向けて～」
実施時期	2017年7月～2018年3月
実施事項	<b>【ヒアリング】</b> ・学識者 / 中央官庁の政策立案担当者 / 地方自治体の政策立案担当者 / 学校教員10名以上に対するヒアリング
	<b>【意見交換・ワークショップ】</b> ・研究者・行政担当者・学校教員の三者が一同に集まるワークショップを開催。そのコンテンツの1つとして、EBPM やランダム化比較実験等を紹介した <sup>(4)</sup> 。
	<b>【検討会】</b> ・EBPM がビルトインできる政策立案プロセスの在り方について

(資料) 各種資料を参考に筆者作成

の政策立案プロセスの中にいかにEBPMを組み込むかという点である。EBPMをうまく政策立案プロセスにフィットさせるための課題を検討するために、当社では2017年度に教育領域を対象としたヒアリング・検討会等の自主研究事業を実施した(図表4)。

結果、次に示す3つの課題が明らかになった。

### ①統計人材の育成および統計人材が活躍できる組織の整備

まず第1の課題は統計人材の育成や統計人材が活躍できる組織の整備である。EBPMを実践するためには、統計学や計量経済学などに代表される計量的手法の専門技能を会得する必要がある。例えば、イギリス政府では政策分析を担当する専門職が多数存在し、修士号や博士号を有する人材が政府エコノミストとして政策分析や評価を担っているという。わが国においても育成体系を確立し、統計に関する知識向上を求める声もある。しかし、こうした専門性は一朝一夕に獲得できるものではなく、ただでさえ多忙をきわめる行政職員が通常業務の傍ら専門性を会得することには限界があろう。他方、専門人材の登用(中途採用や任期付き常勤職の登用)も案としては考えられるが、現実的な運用を考えると、引く手あまたな専門人材をいかに獲得し定着させるか。専門人材を惹きつけるような処遇や就業環境、キャリアパス等を整備する必要がある。こうした人材の育成や登用を中長期的な課題と位置づけ、人事制度を含めた人材マネジメントの在り方の検討と実行をすること(人材開発・組織開発)がEBPM推進のために重要なテーマである<sup>(5)</sup>。

### ②行政プロセスに即した方法論の整備

前述の通り、EBPMで用いる統計分析の各種専門手法については、多くの書物やレポートで

整理されている。しかし、いざ行政職員が政策を立案する過程において「どの場面で」「どの手法を」「どのように」用いれば良いか?を示す方法論の提示は十分ではない。政策立案プロセスを起点とし、いかにEBPM的な要素を盛り込むかという視点にたったマニュアルやヒント集などの提示(メソッド開発)が必要であろう。例えばモデル事業を実施する際には、その対照群をセットする発想があるだけでも事後的な政策評価の質が高まる。また、政策課題の解決に向けた既存の先行研究・先行事例サーチだけでも、政策オプションの複数案の検討・比較に通じる。このように、仮にデータがなくてもEBPMのエッセンスを少しでも行政プロセスに取り込んでいくことがEBPM実装の第一歩になるのではないだろうか。

### ③コスト・ベネフィットに配慮したサポート体制の整備

EBPMの実践には、例えばデータ整備や指標の生成、対照群のセットなど、時間的・金銭的成本が増えるにも関わらず、それに見合うベネフィットが存在しなければ積極的な活用は見込めない。EBPM推進の担当組織にとってはEBPM浸透が目的の一つかもしれないが、各原課の政策担当者にとってはEBPMは良い政策を立案するための手段でしかない。こうした点を踏まえて、例えば過去事例の検証を通し、EBPM導入の職員にとってのメリットが見える化するとともに、追加的なコストを抑制するような仕組み作りが必要であろう。また、仮にEBPM導入により政策の効果が高まったとしても、そのための社会的コストが高ければ持続性は見込めない<sup>(6)</sup>。EBPMがフィットする政策領域とそうでない領域の見極めも含め、導入に係るコスト・ベネフィットを鑑みた設計と運用が求められる。

### (3)行政と研究機関の協業

課題の3点目は行政と研究のパートナーシップである。EBPM 実践のための全ての対応を行政だけが担うことは非効率的であり非現実的でもある。例えば政策評価や政策的問題の発見など、エビデンスを「つくる」過程においては、専門性を有する研究機関の対応が効果的であろう。また、研究機関との適切な連携は、前項で示した行政への組み込みに関する諸課題の解消も期待される。

たしかに現状でも行政と研究機関の協業は多数みられる。しかし、EBPM で求められる協業は、政策の設計段階から研究者も入り込み(例えば前述した対照群の準備や、効果の定義に関する設定など)リサーチデザインの観点で連携することが望ましい。その上で、政策実行後の政策評価等をフラットに検証し、課題や改善ポイントを整理することが求められる。こうした連携には、研究者側にとっては多くの時間的なコミットを必要とする上、論文などの研究成果にはつながらない可能性もある。他方、行政側から見ると、学術的検証に一定の時間を要することから、行政のタイムスパンにはそぐわない可能性もある。行政、研究機関双方にとって、異なる時間軸やインセンティブをどのように結び付けるか。両者の理想的な協業体制を見出すことが大切であろう。そのための方策の一方策については次節で詳述したい。

## 4. EBPM 推進に向けた一方策：研究知見を行政に活かせる協業体制の構築を

以上、本稿ではEBPMにおけるわが国の取組みを概観するとともに推進に係る3つの課題—(1)データの整備、(2)行政への組み込み、(3)行政・研究機関の協業—を確認した。このうち(1)(2)については既に各省庁で検討や着手がなされている。例えば厚生労働省では「厚生労働省統計改革ビジョン 2019」(2019年8月公表)

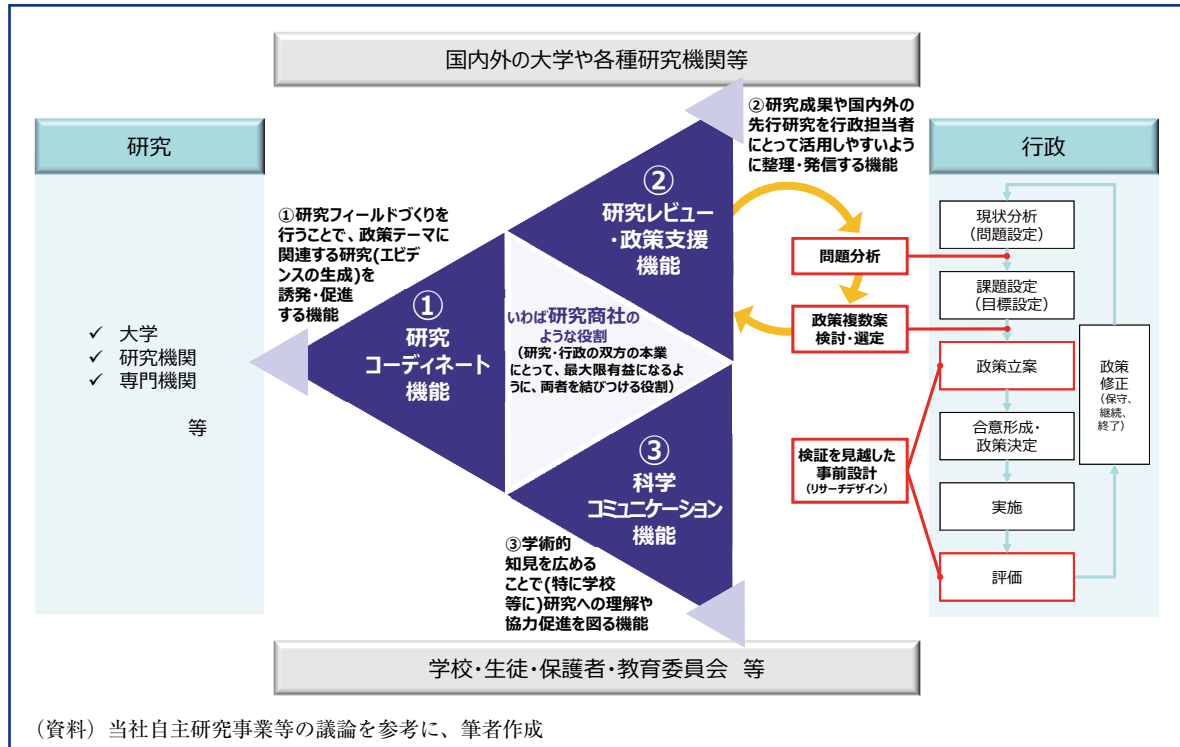
にEBPM 実践を通じた統計の利活用やデータ管理等が明記されており、実行に移される段階にある。また、人材の育成・登用についてもEBPM 推進委員会「EBPM を推進するための人材の確保・育成等に関する方針」(2018年)で方針が提示され、各省庁で検討が進められている。これらは統計改革であり、行政プロセス改革であり、そして組織人事改革とも直結するテーマでもある。そのため一朝一夕で解決されるものではなく、長い道のりを着実に推進していくものであろう。

こうした状況を鑑み、本節では、残る(3)行政・研究機関の協業に焦点を当て、その実行に必要な機能について考察する。先述のように研究サイドと行政サイドは時間軸もインセンティブも異なっている。そのため、両者がwin-winな関係になるために、各々の本業にとっても有益になるような仕組み作りが求められる。両者がうまく結びつく中間機能として、筆者は次の3つの社会的機能の拡充が必要だと考える。

まず、「①研究コーディネート機能」である。時間軸の異なる両者のwin-win な体制構築の鍵は、どうしても時間軸の長くなる研究を先行させることにある。そこで、データ整備や研究フィールドづくりを積極的に行い、政策テーマにも関連する諸研究の発展を促すことが第一歩になるのではないだろうか。例えば、学校現場でランダム化比較実験を行おうとしても、学校関係者や保護者、教育委員会等との密なコミュニケーションや膨大な諸調整が欠かせない。こうしたコミュニケーション・諸調整を第三者機関が担い、研究者は研究に集中できるような良質な研究フィールドを築くことが求められる。

しかし、そうした研究成果(すなわちエビデンス)が学術界のみに発信されているのは政策活用には至らない。そこで重要になるのが、「②研究レ

図表5：EBPM 実装を促す3つの機能—教育領域を念頭に—



ビュー・政策支援機能」である。上述の研究成果や海外も含めた先行研究を、行政担当者のニーズに即して分かりやすく伝えることが、エビデンスの行政への取り込みを促すために有効な手段である。例えばイギリスの What Works Centre やアメリカの What Works Clearinghouse では研究知見が分かりやすく発信されており、研究と行政・教育現場をつなぐ役割を果たしている。こうした発信は行政担当者のエビデンス生成やエビデンス収集の負担を軽減することから、EBPM 推進を促すものとなる。

そして、最後に必要なのが、そうした研究の有用性や必要性を広く発信し、研究への理解を広める「③科学コミュニケーション機能」である。例えば教育に関する研究知見は、本来的には教育の質向上にも役立つものであり、丁寧なコミュニケーションさえ行えば学校側にも有用である。研究成果の解釈や留意点、活用可能性

等について丁寧に説明するとともに、世に広く事例や意義を発信することが、共感者の拡大を通し、実証フィールドの提供可能性の拡大にもつながる。実際、筆者も政策研究大学院大学 (GRIPS) で実施したセミナーで100名程度の教育関係者にランダム化比較実験等を紹介したところ、少なくとも5つの学校や自治体で「工夫次第によって自組織での実施が可能である」との意見が表明された<sup>(4)</sup>。このような事例を一つでも多く創出し、研究フィールドの輪を広めていくことが必要である。

こうした3つの機能は EBPM に先行する医療領域の EBM (Evidence Based Medicine) のエビデンスを「つくる」「つたえる」「つかう」の3つの段階にも即したものである<sup>(7)</sup>。即ち、まず①研究コーディネート機能を通してエビデンスを「つくる」支援を行う。次に②研究レビュー・政策支援機能によってエビデンスを「つたえる」



とともに、行政がエビデンス「つかう」ための支援を行う。そして、こうしたサイクルが自律的に展開される土台として③科学コミュニケーションによる支援を行う。このように、単に行政・研究の両者間の仲介ではなく、両者各々の本業にとって最大限有益になるように付加価値を高めながら介在する役割—研究知見に関する商社のような役割—が、上述の3つの機能を果たす上で重要だと考える。もちろんこうした役割は現在でも大学、各種研究機関、行政、NPO、シンクタンク等が担っているが、前述した機能の担い手として、今後一層の発展と貢献が必要となる。

## 5. 結びにかえて

以上、本稿ではEBPMやその取組みを概観するとともにEBPM推進の3つの課題を確認した。その上で、とくに行政と研究機関の協業に関する解決の一方策を検討した。歴史を紐解くと、EBPMのさきがけとなったイギリスも政府の旗振りだけでその実践に至ったわけではない。政府が取り組むはるか以前から、活発な研究コミュニティを中心に研究知見を実践に活かす文化があり、そうした土壌があったからこそ花開いた経緯がある。現在各省庁で検討や実行がされているEBPMを1つの契機として、むしろわが国の研究土壌にも目を向けて対応していくことが結果的にはEBPMの推進に結びつくのではないだろうか。

### 注

- (1) 例えば経産省の経済産業研究所(RIETI)では慶應義塾大学 山本勲教授をリーダーとしたチームで企業・従業員をマッチングしたパネルデータが構築されている。また文科省の科学技術・学術政策研究所(NISTEP)では、博士取得人材を追跡したパネルデータが構築されている。このデータの分析には筆者も参加しており、調査概要や結果については「博士人材追跡調査 第2次報告書」を参照頂きたい。

- (2) 研究で必要とされる統計・データの条件や、現状のわが国の政府統計に係る課題については川口(2019)に詳しい。
- (3) 14歳時点での基礎学力の達成度や高校卒業率に統計的に有意な差が生じ、40歳時点では月収、持ち家率、犯罪率等についても教育プログラムを受けた層の方が優れているとの検証結果が出ている。
- (4) ワークショップは2018年3月10日(土)に政策研究大学院大学で実施した。文部科学省職員や文部科学省所管の研究所の研究者、自治体職員、教育やEBPMを研究する学者、教育に関わる民間企業など計122名が参加した。
- (5) 社会科学の専門性を生かした政策形成の導入については内山(2015)に詳しい。イギリス政府における公務員制度や政官関係のあり方については内山・小林・田口・小池(2018)に詳しい。
- (6) EBPMの導入効果に対する議論も存在する。例えば関沢(2017)・関沢(2019)ではEBPMがモデルとしている医療のEBM(エビデンスに基づく医療)において、バイアスによって、本当に信頼できるエビデンスが得られなくなっているケースを紹介している。
- (7) EBMは「エビデンスに基づく医療」という考え方であり、1991年にゴードン・ガイアットによって“Evidence-based Medicine”と題する論文が発表され、1993年からアメリカ医師会雑誌にEBMのシリーズ論文が掲載されたことが契機だとされている。そうした動きの中、本稿p2でも紹介したコクラン共同計画がイギリスで実施された。なお、コクラン共同計画は、研究者などがエビデンスを「つくる」場と、それらを医者・薬剤師・行政官・患者などが「つかう」場の、両者の間に入って「つたえる」(多様なランダム化比較実験等の研究知見の中から、信頼に足る成果を吟味して、それらをまとめて必要な人に遅滞なく伝える)ことが大切だとして推進されたものでもある。こうした経緯やEBMとコクラン計画との関係等については正木・津谷(2006)や津谷(2011)に詳しい。

### 参考文献

1. 家子直幸・小林庸平・松岡夏子・西尾真治(2016)「エビデンスで変わる政策形成」三菱UFJリサーチ&コンサルティング政策研究レポート
2. EBPM推進委員会(2018)「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」(平成30年4月27日)
3. 内山融(2015)「政策立案力高めるには 経済分析の専門家採用を」日本経済新聞2015年5月29日付 経済教室
4. 内山融・小林庸平・田口壮輔・小池孝英(2018)「英国におけるエビデンスに基づく政策形成と日本への

- 示唆—エビデンスの「需要」と「供給」に着目した分析—」RIETI Policy Discussion Papers Series 18-P-018 2018年12月
5. 岩崎久美子(2017)「エビデンスに基づく教育 研究の政策活用を考える」情報管理 2017年4月
  6. 川口大司(2019)「日本の統計の質はどう評価できるのか？」経済セミナー2019年6・7月号 日本評論社
  7. 経済産業省 平成28年度政策評価調査事業(経済産業行政におけるエビデンスに基づく政策立案・評価に関する調査)報告書
  8. 関沢洋一(2017)「エビデンスに基づく医療(EBM)探訪 第5回『エビデンスに基づく医療がハイジャックされている?』独立行政法人経済産業所
  9. 関沢洋一(2019)「EBPM がハイジャックされないために」独立行政法人経済産業所
  10. 津谷喜一郎(2011)「日本のEBMの動きからのレッスン—前者の轍を踏まないために—」国立教育政策研究所紀要 第140集45-54, 2011年3月
  11. 正木朋也・津谷喜一郎(2006)「エビデンスに基づく医療(EBM)の系譜と方向性:保健医療評価に果たすコクラン共同計画の役割と未来」日本評価研究/6巻1号
  12. 三浦聡(2017)「経産省におけるEBPMの取り組み」[https://www.rieti.go.jp/jp/events/18121401/pdf/4-3\\_miura.pdf](https://www.rieti.go.jp/jp/events/18121401/pdf/4-3_miura.pdf) (2019年11月1日アクセス)
  13. 内閣府(2018)「内閣府本府 EBPM 取組方針」(平成30年4月)
  14. Melnyk, B. M (2010); Fineout-Overholt E “Evidence-based practice in nursing and healthcare; A guide to best practice.” Lippicott Williams & Wilkins, 2010, p.12
  15. OECD (2007) “Evidence in Education: Linking Research and Policy”